

造林事業請負契約書(案)

分任支出負担行為担当官青森森林管理署長 山田 亨(以下、「発注者」という。)と
(以下、「請負者」という。)とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年
月 日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款及び素材の検知業務請負契約約款
によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	森林環境保全整備事業(内真部山国有林外)
案件内容・仕様	契約条項のとおり
契約金額(税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和9年2月26日
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和9年2月26日
納入場所・履行場所	青森県青森市大字内真部字内真部山国有林22は2林小班外15
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保
存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 青森県青森市篠田三丁目22番16号
分任支出負担行為担当官
青森森林管理署長 山田 亨

請負者

契約条項

分任支出負担行為担当官青森森林管理署長 山田 亨(以下、「発注者」という。)

第1条 本契約に関する事業内容及び各種条件は、本契約の契約条項の外、令和 年 月 日に交付した、素材の検知業務請負契約約款、各仕様書及び、図面等によることとする。

第2条 別冊製品生産事業請負契約約款中選択される条項は別紙のとおりとする。

第3条 本契約の契約金額及び数量等の内訳は別紙「契約内訳書」「請負事業内訳書」のとおりとする。

第4条 本契約にかかわる特約事項は別紙「特約事項」及び「特記仕様書」のとおりとする。

第5条 技術提案事項の履行確保は別紙「技術提案事項の履行確保」のとおりとする。

契約内訳書

分任支出負担行為担当官青森森林管理署長 山田 亨(以下、「発注者」という。)と (以下、「請負者」という。)とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款及び素材の検知業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1. 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負予定数量	請負予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
森林環境 保全整備 事業(内真 部山国有 林外)	保育間伐 活用型	61.15ha	3,552m³			内真部山22は2外	指定土場
	天然林受 光伐	30.26ha	1,355m³				
	小計	91.41ha	4,907m³				
	検知		(4,907m³)				
	計	91.41ha	4,907m³				
					請負金額 金 円 (うち消費税及び地方		

別紙

1. 選択条項

別冊「製品生産事業請負契約約款」中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	森林環境保全整備事業(内真部山国有林外)	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払分の以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払い月1回以内	第38条
×	青森県青森市大字内真部字内真部山国有林22は2林小班外15	第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

2. 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

別紙

請負事業内訳書

事業名 森林環境保全整備事業(内真部山国有林外)

林小班(伐区)	材種	作業工程	予定数量 m3	備考
22は2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	11	
22ほ	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	150	
22へ	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	763	
22と	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	12	
22ち	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	53	
22る2	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	8	
40い1	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	128	
40こ3	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	314	
45い	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	384	
45ほ	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	412	
46い	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	428	
46は	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	796	
46に	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	104	
46へ	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	1,112	
46ほ	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	60	
46と	一般材・低質材	伐木造材・集材・運材・小運搬巻立	172	
22は2外	素材計測・計測検知・検尺	(1)の業務	2,700	
		(2)の業務	247	
		(5)の業務	1,960	
計			4,907	

作業工程	規格等	予定数量 (m3)		
		N	L	計
伐倒	素材	8,404	192	8,596
集造材・巻立	素材	4,794	113	4,907
トラック小運搬巻立	グラップル付トラック	4,794	113	4,907
森林作業道作設	3m幅			16,580
土場作設等	バックホウ0.45m3			12h
碎石購入	(敷砂利)C-80		現地納入	63m ³
植付 (期限 月 日)				
敷鉄板	22mm×1.5m×6.0m		180日	64枚

特記仕様書

- 1 発注者は、契約生産量が完了した場合は、素材生産にかかわる契約を打切ることができるものとする。
- 2 請負事業の実施にあたって、労働災害が発生した場合は速やかに（発生日を超えない）報告するものとする。
- 3 素材の管理について、山元における適切な管理を期するため門扉等（ワイヤロープ等）の設置及び盗難防止に関わる措置を行うこと。
山元巻立を沢沿いで実行する場合は、流失のない箇所を選定しワイヤーロープ等で固定するなどの対策を行うこと。"
- 4 沢等は極力渡らない線形で森林作業道の設計をすること。やむを得ない場合は、監督職員と協議の上、水質汚濁防止の適切な措置を講じること。
降雨時等による地盤の状況を適切に把握し、林道・森林作業道等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- 5 事業終了後の土場整理については、請負者の責任において行い端材等の散乱がないように整理すること。
- 6 虫害時期においては切捨て作業を優先して実施すること。森林病虫害被害の防止の観点から、広葉樹を多く含む林分の伐採は原則 10 月以降に実施すること。
- 7 保安林指定箇所については、所定の手続きを経てから事業着手すること。
- 8 特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- 9 希少種の生息環境の保全に配慮した森林管理について、事業時期の変更等特別に指示する場合がある。
- 10 本事業地は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムの対象となる可能性がある物件である。
安定供給システム販売の公募において直送システムに係る企画提案があり、協定締結に至った場合には、製品生産事業請負標準仕様書第34条第2項に基づき、封印の実施を委任する。
また、山元土場での巻立経費および検知数量を直送システムに対応した内容に変更しその実施に当たっては変更契約を締結するものとする。
※直送システムとは、山元土場における検知を行わず、安定供給システム協定者が山元土場から自ら運搬し、原木選別機等により計測された本数および材積を採用する方法をいう。

別紙 2

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

別紙 3

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項目	評価	内容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案
(注) 評価された項目について(○印)を記載		